

くらし・なんでも相談

シリーズ No.19

「相続に伴うトラブル」

身近な人の死に遭遇し悲しみが癒えないうちに相続の手続きは始まります。遺産相続をめぐるトラブルは、仲のよかつた兄弟姉妹や親子間ならなおさらのこと、心の傷は深く、辛く、後々まで引きずることに陥りかねません。



くらし・なんでも相談



佐藤豊弁護士

今は人ごとと思っているあなたにも身近な問題となるかもしれない「相続に伴うトラブル」について、今号は当相談ダイヤル主任相談員の佐藤豊弁護士（長野県弁護士会元会長・法テラス長野前所長）の相談事例からご紹介します。

【事例①】

《夫の両親の相続。共有名義の自宅でもか。》
夫の両親と同居。5年前に義父が死亡し、義母（89歳）と、夫ら兄弟3人で相続した。義母が、相続した有価証券等を義弟と義妹に贈与した。
住んでいる家の持分2分の1も義母名義だが、これも義弟妹に贈与されるかが心配。

【回答】

夫の母が死亡した時、弟と妹だけが贈与を受けていれば、相続の時に生前贈与の分も考慮して遺産分割がなされる。夫の母が全部の財産を贈与してしまつた場合は、遺留分減殺請求が問題となる。

「遺留分減殺請求」

ワンポイント

○遺留分とは、配偶者、子（又はその代襲相続人）、直系尊属である法定相続人の最低限度保証されている遺産に対する持分のこと。被相続人（亡くなった人）の兄弟姉妹には遺留分はない。
○遺留分が侵害されたとき（生前贈与・遺産贈与・遺留分に反する遺言など）、自分の受け取る額が遺留分に達しないときは、受遺者や受贈者に遺留分減殺請求して不足分を取り戻すことができる。

○遺留分の帰属と割合 兄弟姉妹以外の相続人の遺留分は、①直系尊属のみが相続人である場合②被相続人の財産の3分の1、③それ以外の場合④被相続人財産の2分の1の割合相当額。
○遺留分減殺請求権の期間制限 遺留分権利者が、相続の開始及び減殺すべき贈与又は遺贈があつたことを知つた時から1年間、相続開始の時から10年で時効消滅する。
○時効があるため、遺留分侵害者に対して遺留分減殺請求書は「内容証明郵便」で送るのが望ましい。

【事例②】

《親の面倒みても、妹と同じ相続分》
今は両親と同居して3人暮らし。妹が1人いるが、仲が悪く今はお付き合いしていない。
これからも親の面倒をみていくが、親が亡くなり相続の段階では、妹と同じ相続分になってしまうのが納得いかない。

【回答】

寄与分が認められる場合を除けば、単に同居して面倒をみただけでは、妹との差は認められない。親にその気があれば、遺言を書いてもらうのも一つの方法。妹に全く何も相続させないという遺言でも、遺留分の請求が来る場合があるこ

とを承知しておく必要がある。

「寄与分」

○亡くなった人のために尽くした子とそうでない子であっても法定相続分は同じ。しかし、「被相続人の事業に関する労務の提供又は財産上の給付、被相続人の療養看護その他の方法により被相続人の財産の維持又は増加について特別の寄与をした者」には、寄与分として他の相続人より多くの相続を認めている（民法904条の2）（注：妻が夫の療養看護に努めることなどは当然のことであり特別の寄与には当たらない）。
○寄与分は、相続人同士の話し合いによる。話し合いがまとまらなければ家庭裁判所の調停による。

ワンポイント

○寄与分は、相続人同士の話し合いによる。話し合いがまとまらなければ家庭裁判所の調停による。

【事例③】

《高齢な母の相続》
父は20年前に死亡。法定相続人は母と子供4人姉妹の5人であつた。義兄が全てを手配して、父の遺産全部を母が相続することにした。書類は記憶にない。
母は既に高齢であり、もし万が一の時、母の相続はどうなるのか。

【回答】

不動産等については、相続により名義が母になつていれば、相談者の実印を押し、印鑑証明書を添付した遺産分割協議書が存在する。
母の相続は、4人の子供が4分の1ずつ相続となる。
遺言があれば、それに従う。但し、子供には遺留分という保証分がある。

【事例④】

《母のカードを使った預金引出し》
兄弟5人で交代して一人暮らしの母（90歳）の介助をしている。
最近になって、弟が勝手に母のカードを使って預金を引出し使っていることが判つた。銀行で調べた「預金取引明細表」をみると、凡そ5万円を週1〜2回ATMで引出し、総額850万円にもなる。

遺産相続の時には弟の相続分から差し引くことはできるか。

弟は母に頼まれ母のために使つたというが母は否定しており、弟の行為の立証はどのようにしたらよいか。

【回答】

基本的には相続の問題と言うより母親の預金管理の問題であり、母に頼まれ母のために使われた金かどうかの問題。母親の判断能力に問題がなければ頼んでいないと言っている事実が重要だが、金額が異常に多額であることから、弟に具体的な使途の説明を求めると、弟が勝手に使用してしまつたのであれば、母親は弟にその金を返すよう請求できる。母は存中に解決しておくほうが望ましいが、解決できないうちに母親が死亡した場合は、弟に対する母親の返還請求権が遺産として相続されるので、これを弟が相続すれば相続分から差引いたのと同じ結果となる。

困っている人の相談先として、今年3月、佐久と上伊那の地区ライフサポートセンターで電話相談、面談相談（予約制）を開始しました。長野、松本と併せて県下4モデル地区に相談窓口が開設されています。併せてご利用ください。

●上伊那地区ライフサポートセンター (伊那市西町 5824 勤労会館2F) 0265-73-6029
●ライフサポートセンター-佐久 (佐久市岩村田 795-1) 0267-78-3029
●長野地区ライフサポートセンター (長野市西鶴賀町 1481-1 市勤労者女性会館内) 026-234-0294
●松本地区ライフサポートセンター (松本市渚 1-2-1) 0263-26-6029

困った時は

くらし・なんでも相談 ほっとダイヤル。
0120-39-6029
毎月第2土曜日、弁護士・司法書士・特定社会保険労務士など専門家相談員による相談日です。